

環生第 18-114 号

三重県環境審議会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づく廃棄物処理計画の策定にあたり、法第 5 条の 5 第 3 項の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

令和 6 年 12 月 26 日

三重県知事

一見 勝之



諮 問 理 由

本県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第5条の5第1項の規定に基づき、令和3年3月に「三重県循環型社会形成推進計画」を策定し、令和3年度から令和7年度を計画期間として、循環型社会形成に向け廃棄物処理の安全・安心の確保を前提に、資源循環の取組を進めるため、さまざまな主体との連携を一層強化しつつ、循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題（プラスチック対策、食品ロス対策）の解決の両立に向けた取組を推進してきました。

今回の諮問は、現行の「三重県循環型社会形成推進計画」が令和7年度に終了し、令和8年度から令和12年度を計画期間とする次期計画を策定するにあたって、国の第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月閣議決定）において打ち出された「循環経済への移行」を見据え、資源の循環的利用や廃棄物処理における安全・安心を前提としつつ、産業振興による資源の効率的な利用促進や社会情勢の変化をふまえた取組の推進が必要であることから、法第5条の5第3項の規定に基づき貴審議会の意見を求めるものです。